

柏市道路工事安全基準

平成元年4月 1日制定

平成元年4月 1日施行

平成27年4月 1日改定

平成29年9月29日改定

柏市 土木部

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第1条 この基準は、道路法(昭和27年法律第180号)及び道路法施工令(昭和27年政令第479号)並びに柏市道路占用規則(昭和36年柏市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、道路工事(以下「工事」という。)の安全かつ円滑な施工に関し必要な事項を定めるものとする。

(工事の条件等)

第2条 工事を施工する者(以下「工事施工者」という。)は、許可(承認・回答)書、添付図面等に基づき施工しなければならない。

2 道路管理者は、必要と認める場合は、工事の方法を変更させ又は条件を変更させることができる。

3 道路管理者は、工事施工者が履行をせず、又は履行が不完全であるときは、当該工事の全部又は一部を中止させることができる。

4 道路管理者は、道路舗装工事完了後、次の①～③に該当する場合を除き、次の表に掲げる期間(以下「規制期間」という。)内における地下埋設物工事等の掘返しを規制するものとする。

①沿道建築物に対する引込管線路のため

②災害防止・事故復旧等危険防止のため

③その他公共事業のため

ただし、①～③の場合の復旧は全面復旧とし、掘り返しが転回広場内の場合は、転回広場内全てを復旧すること。

なお、規制期間を経過した箇所であっても舗装が良好な場合は、引き続き可能な限り抑制するものとする。

車道	新設舗装	5年
	改良(打換えを含む) 舗装	3年
	補修(オーバーレイ 等) 舗装	1年
歩道		1年

(工 期)

第3条 工事施工者は、許可(承認・回答)書に記載した工期内に工事を完了しなければならない。

(着手届及び完了届)

第4条 工事施工者は、工事施工前には着手届を、工事施工完了後には、完了届を道路管理者に提出し承認を受けなければならない。

2 前項に規定する完了届には、工事施工前における現場、完了後確認のできない箇所及び各工程ごとの状況写真を添付しなければならない。ただし、道路管理者が認めるものについては、この限りではない。

(境界標及び道路附属物の移設)

第5条 工事施工者は、境界標(境界石、金属プレート、びょう等)の位置及び高さに変動のないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 境界標, 街路樹, ガードレール, 道路照明施設その他の道路附属物の移設及び撤去は, 道路管理者の許可(承認, 回答)を受けなければならない。

(現場管理)

第6条 工事施工者は, 常に工事の安全に留意し, 現場管理を行い事故または, 災害の防止につとめなければならない。

- 2 工事現場には, 常時責任者を置き, 管理及び監督を十分にしなければならない。
- 3 前項に規定する責任者は, 許可(承認・回答)書を常に携帯し道路管理者の指示がある場合は, 提示しなければならない。
- 4 工事施工者は, 工事現場付近の路面は, 常に維持補修(清掃を含む)し, 路面, 配水施設等を良好な状態に保たなければならない。
- 5 工事施工者は, 工事により発生した排水を路面に放流し, 又は工事用材料, 現場発生品, 発生土等を道路及び水路に置いてはならない。

(事故防止対策)

第7条 工事施工者は, 工事の施工に関し必要な事項を関係官公署及び関係企業者に対して連絡・届け出等を行わなければならない。

- 2 工事施工者は, 工事中及び工事完了後の占有物件の事故防止に万全を期さなければならない。
- 3 工事施工者は, 事故が発生した場合は, 直ちに必要な措置を講じるとともに, 道路管理者及び関係官公署に連絡し, その指示に従い事故防止対策を速やかに講じなければならない。
- 4 道路管理者は, 事故防止対策について必要な報告を求めることができる。
- 5 工事施工者は, 道路に隣接して建築工事(地下及び地上3階以上)等を施工するときは, 道路の構造等に損傷を与えることがないように努めなければならない。また, 工事に先立ち「沿道掘削工事に伴う念書」を道路管理者に届け出をすること。

(騒音, 振動等の対策)

第8条 工事施工者は, 工事の施工に当たっては, 騒音, 振動等の防止又は軽減を図るように努めなければならない。

- 2 工事施工者は, 工事の施工に起因して騒音, 振動その他の支障がある場合は, 工事施工者の費用負担において速やかにその防止又は軽減の対策を講じなければならない。
- 3 工事施工者は, 工事に起因して第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争が生じた場合は, 速やかに道路管理者に報告し, 工事施工者の責任において解決しなければならない。工事完了後においても, 同様とする。

(検査)

第9条 工事施工者は, 舗装路盤工及び工事の完了後, 速やかに道路管理者の検査を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず, 道路管理者は, 必要に応じて検査を行うことができる。
- 3 工事施工者は, 前2項検査の結果, 手直しの指示があるときは直ちにこれを行い, 再検査を受けなければならない。
- 4 前3項に掲げる検査方法等については, 道路管理者が指定するものとする。

第 2 章 工 程

(掘削)

第10条 工事施工者は、道路構造物の付近又は既設埋設物の存在が不明確な道路の掘削は、人力で行われなければならない。

- 2 掘削は、降雨は避け、布掘り又はつぼ掘り若しくは推進工法等とし、えぐり掘りを行ってはならない。
- 3 掘削範囲は、当日中に仮復旧又は本復旧の可能な範囲とする。
- 4 既設舗装(切り下げ部分の場合も含む。)の切断は、コンクリートカッター等で直線かつ垂直に行わなければならない。
- 5 掘削幅は原則として60センチメートル以上とし、平板等の舗装の場合は 1 枚を単位とする。
- 6 ゆう水又はたまり水が多量の場合は、土砂の流出、地盤の緩み等を防止する措置を講じなければならない。やむを得ず道路の排水施設に放流する場合は、沈砂ろ過施設等を設けなければならない。
- 7 掘削機械を使用する場合は、キャタピラ等により路面を損傷しないようにしなければならない。
- 8 本管工事に際し、供給管の引込み計画等がある場合は、道路の掘返し防止のため、当該工事と併せて実施すること。

(運搬道路等)

第11条 工事施工者は、工事の実施に必要な運搬道路について、あらかじめ道路管理者に報告し、車両制限令その他の関係法令に定めるところによらなければならない。

- 2 工事施工者は、運搬車の荷台にシートを掛け、周辺住民及び交通の支障にならないように留意しなければならない。

(特殊工法)

第12条 工事施工者は、特殊な工法を用いる場合は、必要な資料(工法の安全性確認及び関係調査に係るもの)を提出し、道路管理者の承認を受けなければならない。

(土留め)

第13条 掘削は、原則として土留め工を施し、次に掲げる事項に留意して施工しなければならない。

- (1) 坑、矢板等打設する場合は、あらかじめ地上及び地下の講造物(地下埋設物等)を調査し、確認のうえ構造物に支障を及ぼさないように打設するものとする。
- (2) 土留め板は、掘削後、直ちにはめ込むこと。
- (3) 腹起こしは、土留め杭または、土留め用矢板の内側に密着させること。
- (4) 切りばりは、座屈のないように十分安全な構造にすること。

(埋設物)

第14条 工事施工者は地下に埋設するケーブル線、水道管、下水管、ガス管については、次の事項を明示しなければならない。

また、管の上部30センチメートル以上の位置に埋設物件の保安上及び防護上必要な事項を明示したシートを敷設しなければならない。

種別	名称	保安上必要事項	色別
水道	〇〇水道	工業用・用水供給事業	青
ガス	〇〇ガス	中圧 ・ 高圧	緑
下水道	〇〇下水道	圧送	茶
電気	〇〇電気	特高	橙(だいたい)
電話	〇〇電話	同軸	赤

(覆工)

第15条 覆工は原則として鋼製又はP. Cコンクリート製の覆工板を使用するものとし、次に掲げる事項に留意して施工しなければならない。

- (1)安全で強固な滑り抵抗の大きい製品であること。
 - (2)応力に十分耐え、跳上り又は振動等による緩みを生じないこと。
 - (3)通行に支障のないようにすき間及び段差をなくすこと。やむを得ず段差の生じたときは、アスファルト又はコンクリートですり付けをしなければならない。
- 2 覆工部に地下への出入り口を設ける場合は、作業場内に設けることを原則とする。やむを得ず作業場以外に設ける場合には、車道部以外に設置すること。
- 地下への出入り口の周囲は高さ1.2メートル以上の囲いをし確認できる色彩にするとともに、照明を設け出入り時以外は閉じておかななければならない。

(埋戻し)

第16条 埋戻し材料は、川砂又は良質の山砂若しくは改良土等を使用しなければならない。

- 2 埋戻しは、掘削底面から一層仕上り厚20センチメートルごととし、細部に浸透する程度のさつ水をしながら転圧機戒で十分に転圧し、土留め板との間は、砂を充てんし、埋設物、構造物等に十分留意して行い、その周辺は突き固めをしなければならない。

(杭および土留め鋼矢板等の残存)

第17条 工事施工者は、杭及び鋼矢板を残存する必要が生じた場合は、施工する前に道路管理者の承認をうけなければならない。

- 2 鋼矢板等を残存する場合は、原則として路面から深度1.5メートル以上で切断しなければならない。ただし、道路管理者が認める場合は、この限りではない。

(復旧の舗装構成)

第18条 仮復旧及び本復旧の舗装構成は、「参考：舗装復旧構成標準図」の通りとするが、本復旧については、原形復旧を優先する。ただし、道路管理者の指示がある場合はその指示にしたがうこと。

(責任期間)

第19条 工事施工者の責任期間は、次の通りとする。ただし、下記期間中、ほかの工事を実施した場合は、この限りではない。

復旧の種類	責任期間
仮復旧	本復旧が完了するまで
アスファルト舗装・コンクリート舗装	本復旧後2年間
砂利道・その他	本復旧後1年間

2 工事施工者は、責任期間中に復旧箇所が破損したとき又は復旧工事に起因する影響が周囲の路面に生じたときは、道路管理者の指示に従い、復旧しなければならない。

(本復旧の範囲)

第20条 本復旧の範囲は、「柏市道路工事に伴う復旧工事の取り扱い」の通りとする。

2 本復旧を施工するときは、本復旧施工前に道路管理者の立会いを受けることとし、立会いの結果が前項に規定する範囲を超えている場合は、道路管理者の指示によるものとする。

3 コンクリート舗装の場合の復旧は、掘削が一部分であっても、目的により区画された1ブロック単位の打ち替えするものとする。

(路盤材料)

第21条 路盤材料は、次の通りとする。

工種		材名	規格
アスファルト舗装及びセメントコンクリート舗装	上層路盤	粒度調整碎石	最大粒径30mm以下
	下層路盤	碎石クラッシャーラン 又は再生碎石C	最大粒径40mm以下
歩道舗装及び簡易舗装(砂利道)		碎石クラッシャーラン又は再生碎石C	最大粒径40mm以下

2 路盤の継ぎ目は既設部分に損傷を与えないようにし、敷きならしは材料が分離しないようにしなければならない。

(締固め)

第22条 締固めは、マカダムローラー(10トン以上)タイヤローラー(8トン以上)及びソイルコンパクターを併用して十分に行わなければならない。

2 掘削面積の規模が小さいため前項の施工が不可能な場合は、道路管理者の指示を受けなければならない。

3 舗装先行箇所の路盤復旧については、道路管理者の指示に基づき復旧しなければならない。

(舗装復旧)

第23条 舗装復旧構成は、「参考:舗装復旧構成標準図」の通りとする。

2 舗装前に路盤面又は基礎面(アスファルト舗装)の浮き石その他の有害物を除去し、不陸整生した後、施工しなければならない。

- 3 マンホール、縁石及び路側コンクリートの露出構造物の高さは、あらかじめ計画路面に合わせて調整しなければならない。
- 4 縁石、ブロック等の構造その他の基準については、道路管理者が指示するものとする。
- 5 瀝青材料(プライムコート及びタックコート)は、均一に散布し、縁石その他の構造物を汚さないように施工しなければならない。
- 6 歩道の平板ブロック舗装の不可能な箇所については、現場打ちコンクリートで舗装し、平板の目地と合わせて目地切りを行わなければならない。
- 7 透水性アスファルト舗装で復旧する場合は、雨水の浸透を阻害するため、瀝青材料は散布しないこと。

(舗装材料)

第24条 舗装材料は、次の通りとする。

種類		材名	規格	厚
アスファルト 舗装	表層	密粒度アスコン又は 再生密粒度アスコン	碎石最大粒径13mm	5cm
	基層	粗粒度アスコン又は 再生粗粒度アスコン	碎石最大粒径20mm	5cm
コンクリート舗装		レデーミクストコンクリート	(JISA5308)	10cm
簡易舗装		密粒度アスコン又は 再生密粒度アスコン	碎石最大粒径13mm	5cm
歩道 舗装	切下げ部 (車両出入口等)	密粒度アスコン又は 再生密粒度アスコン	碎石最大粒径13mm	5cm
	一般部 (歩行者等)	細(密)粒度アスコン 又は 再生細(密)粒度アスコン	碎石最大粒径13mm	3cm
透水性 歩道 舗装	切下げ部 (車両出入口等)	開粒度アスファルト 混合物(透水性)	碎石最大粒径13mm (2.36mmふるい通過 量20%程度のもの)	4cm
	一般部 (歩行者等)	開粒度アスファルト 混合物(透水性)		4cm
	フィルター層	フィルター層用砂 (良質の山砂等)	強固・耐久的シルトや 泥分が少なく、ごみ、 小石などを含まず、 0.075mmふるい通過 分の少ない粒度を有 した山砂など。	(5cm)

第 3 章 道 路 構 造 物

(添架等)

第25条 工事施工者は、道路構造物の床板に占用物件を吊り下げ又は、PC 桁を穿孔し、占用物件を添架してはならない。

2 工事施工者は、道路管理者が許可した箇所以外の部分及び部材についての切断、穿孔及び溶接をしてはならない。

3 工事施工者は、暗きよの断面を狭め、又は通水を阻害するような構造としてはならない

(下越し)

第26条 下越しは、原則として推進圧入法で施工することとしなければならない。

第 4 章 保 安

(保 安)

第27条 工事施工者は、工事施工前に工事施工箇所並びに埋設物の位置、構造の確認及び老朽度を調査し、保安のための必要な措置を講じなければならない。

2 工事施工者は、工事中周囲の地盤の緩み又は沈下について常について注意し、既設埋設物に危険が予想される場合は、直ちに当該道路占用者と協議し、防御措置を講じなければならない。

3 工事施工者は、家屋の軒先に接近して掘削する場合は、居住者の出入りを妨げないように必要な措置を講じなければならない。

4 工事施工者は、覆工部への材料等の搬入及び搬出をする場合は必ずその周囲に保安施設を設けるとともに、専任の誘導員を配置して関係者以外の立ち入りを防止しなければならない。

5 工事施工者は、引火のおそれのある埋設物等の付近においては、十分安全に注意し、工事を施工しなければならない。

(保安施設)

第28条 工事施工者は、工事を施工する場合は、道路交通上の障害を除き、事故を防止するために必要な標示板を掲示し、及び保安施設を適正な位置に設けなければならない。

2 保安施設は、道路の種類並びに作業の規格及び内容に応じて設置するものとし、交通の状況によって施設を増設しなければならない。

3 保安施設の種類、形式及び標示板の規格については、別に定めるところによる。

4 工事施工中は、必要に応じ、熟練した交通整理員を配置し、保安要員に巡視点検をさせ安全かつ円滑な泥交通を確保しなければならない。

(案内板の設置等)

第29条 工事施工者は、長期にわたる工事又は交通を遮断して 行う工事については、工事施工前に工事内容、工期、迂回路等の案内板の設置し、周辺住民及び通行者に周知しなければならない。

2 工事施工者は、工事期間中、工事施工箇所の両端に工事標示板等を設置しなければならない。この場合において施工箇所が2カ所以上にわたるときは、それぞれに

設置しなければならない。

- 3 通行止又は一方通行等にする場合は、これに通じるすべての道路の入り口に迂回の標示板を設置し、迂回路の途中の交差点には「まわり道」の標示板を設置しなければならない。
- 4 工事施工者は、バス路線及び交通量の多い道路には、工事施工箇所の手前(200メートル, 100メートル, 50メートル)に工事予告板及び徐行標識を設置しなければならない。
- 5 工事施工者は、道路の片側を使用して実施する工事の場合は、片側交互通行及び指定外進入禁止の標識を設置しなければならない。
- 6 工事施工者は、工事施工箇所には、間隔なしに防護柵を設置しなければならない。
- 7 工事施工者は、工事期間中の夜間の処置又は夜間工事においては、照明灯等、電光標示板等を設置しなければならない。

第 5 章 雑 則

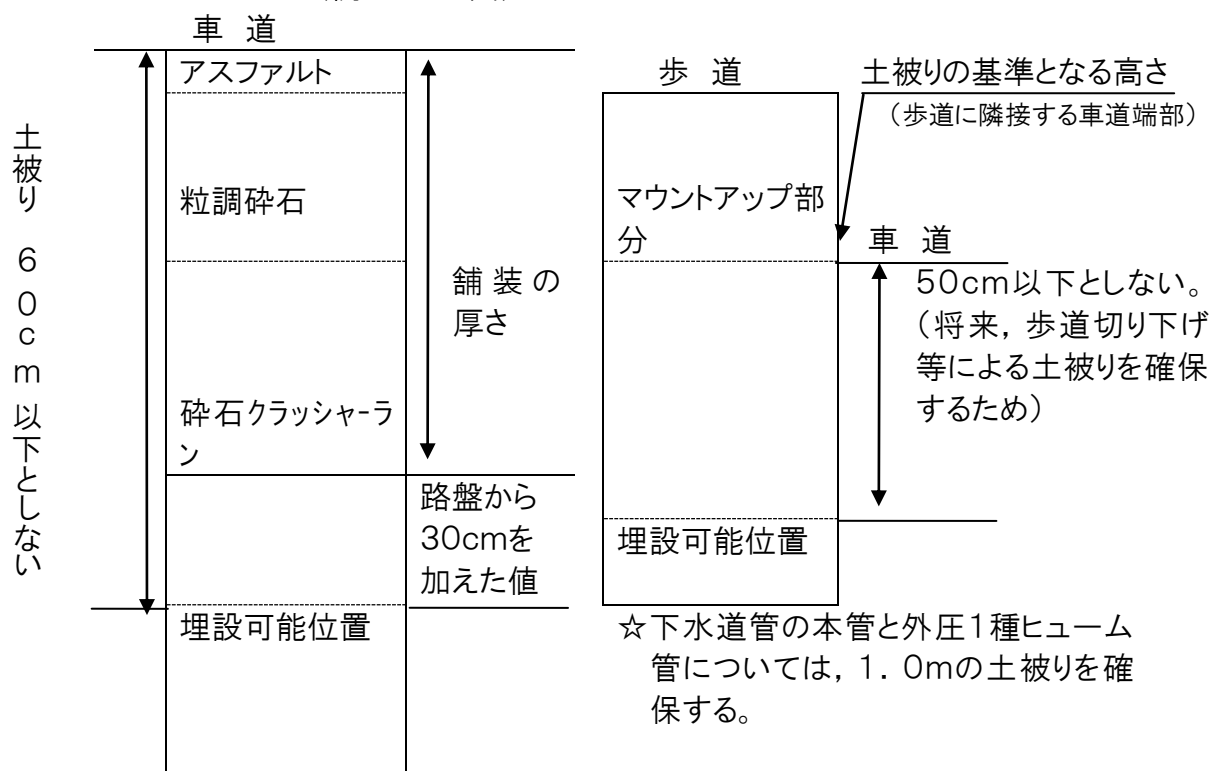
(補則)

第30条 この基準に定めのないものは、道路管理者と協議の上、その指示にしたがうこと。

『電線・水道・ガス・下水道を道路の地下に設ける場合の埋設について』

事業名	埋設の深さ (占用管の頂部と路面との距離)	
	車道	歩道
電気事業・水道事業・ガス事業	〔電線・水管・ガス管〕 舗装の厚さに0.3 mを加えた値 又は 0.6 m以下としない	〔電線・水管・ガス管〕 車道部分の高さから0.5 m 以下としない
下水道事業	〔下水管の本管〕 舗装の厚さに0.3mを加えた値又は1.0m以下としない	
	〔下水管の本管以外の管〕 舗装の厚さに0.3 mを加えた値 又は0.6m以下としない	〔下水管の本管以外の管〕 車道部分の高さから0.5 m 以下としない
	〔外圧1種ヒューム管〕 1.0 m以下としない	

(例 図)



適用対象とする管路等の種類及び管径

事業の種別	管路等の種類(規格)	管径
(1)ガス事業	鋼管 (JISG3452)	300mm以下のもの
	ダクタイル鋳鉄管(JISG5526)	300mm以下のもの
	ポリエチレン管(JISK6774)	200mm以下のもの
(2)水道事業	鋼管(JISG3443)	300mm以下のもの
	ダクタイル鋳鉄管(JISG5526)	300mm以下のもの
	硬質塩化ビニル管(JISK6742)	300mm以下のもの
	水道排水用ポリエチレン管 (引張降状強度 204kg f/cm ² 以上)	200mm以下のもの 外径/厚さ=11 のもの
	水道用ステンレス鋼管(JWWA G 115)	50mm以下のもの
	水道用ポリエチレン 1 種二層管(JISK6762)	50mm以下のもの
(3)下水道事業	ダクタイル鋳鉄管(JISG5526)	300mm以下のもの
	ヒューム管(JISA5303)	300mm以下のもの
	強化プラスチック複合管 (JISA5350)	300mm以下のもの
	硬質塩化ビニル管(JISK6741)	300mm以下のもの
(4)電気事業	鋼管(JISG3452)	250mm超のもの
	強化プラスチック複合管(JISA5350)	250mm超のもの
	耐衝撃性硬質塩化ビニル管(JISK6741)	300mm超のもの
	コンクリート多孔管(管材曲げ引張強度 54 kg f/cm ² 以上)	φ 125×9 条超えのもの
(5)電気通信事業	硬質塩化ビニル管(JISK6741)	175mm超のもの
	鋼管 (JISG3452)	75mm以下のもの

・将来、歩道切り下げ部を設けられる場合、あらかじめ十分な強度を有する管路等を使用する場合を除き、所要の防護措置を講じること。(当該歩道切下げ等により土被りが 0.5メートル以下となることが予想されるときは、必要に応じ当該管路等が十分な強度を有するため、防護措置が不要であることを証する資料を提出すること。)

「電線等の埋設物に関する緩和」

表一1及び表一2に掲げるものは次の(1)(2)の通り、浅く埋設することができる。

※表一2に掲げる電線の種類(規格)以外のものであっても、表一2に掲げるものと同等以上の強度を有するものについては、当該表一2に掲げるものの径を超えない範囲内において対象とする。径には、いわゆる呼び径で表示されるものを含む。

(1)電線を車道の地下に設ける場合電線の頂部と路面との距離は、当該電線を設ける道路の舗装の厚さ(路面から路盤の最下面までの距離をいう。以下同じ。)に0.1メートルを加えた値以下としないこと。

ただし、舗装計画交通量が250台/日・方向未満の場合において、ケーブル及び径150ミリメートル未満の管路を設置する場合においては、下層路盤(砕石クラッシュラン)の上面より0.1メートル以下としないこと。

(2)電線を歩道(当該歩道の舗装が一定以上の強度を有するものに限る。以下同じ。)の地下に設ける場合電線の頂部と路盤上面(粒調砕石)との距離は、0.1メートル以下としないこと。車両の乗り入れ等のための切り下げ部分(以下「切り下げ部」という。)も同様とすること。

ただし、切り下げ部がある場合は、必要に応じて、当該電線を設ける者に切り下げ部の地下に設ける電線につき、所要の防護措置を講じること。

※電線を歩道の地下に設ける場合で、当該歩道の路面と当該電線の頂部との距離を0.5メートル以下とする場合、今後、切り下げ部が設けられた場合に生じる追加的な電線の防護の方法等の費用は当該電線管理者の負担とする。

表一1

管路等の種類(規格)	管径
鋼管(JISG3452)	250mm以下のもの
強化プラスチック複合管(JISA5350)	250mm以下のもの
耐衝撃性硬質塩化ビニル管(JISK6741)	300mm以下のもの
コンクリート多孔管(管材曲げ引張強度 54 kg f/cm ² 以上)	φ 125×9 条以下のもの

表-2

管路等の種類(規格)	管径
耐衝撃性硬質塩化ビニル管(JISK6741)	130mm以下のもの
硬質塩化ビニル管(JISK6741)	175mm以下のもの
合成樹脂性可とう電線管(JISC8411)	28mm以下のもの
波付硬質ポリエチレン管(JISC3653 付属書1)	30mm以下のもの
電力ケーブル	600V CQV ケーブル (より合わせ外径 64mm) (より合わせ外径 24mm)
通信ケーブル(光)	40SM-WB-N(12mm) 1SM-IF-DROP-VC (2.0 × 5.3mm)
通信ケーブル(メタル)	0.4 m m 50 対 CCP- JF(15.5mm)
通信ケーブル(同軸)	12AC(16mm) 5CM(8mm)

参考：舗装復旧構成標準図

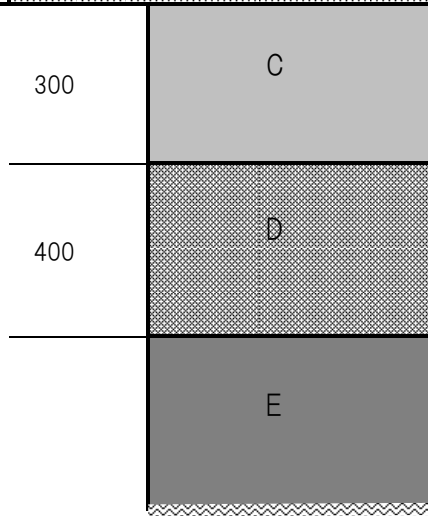
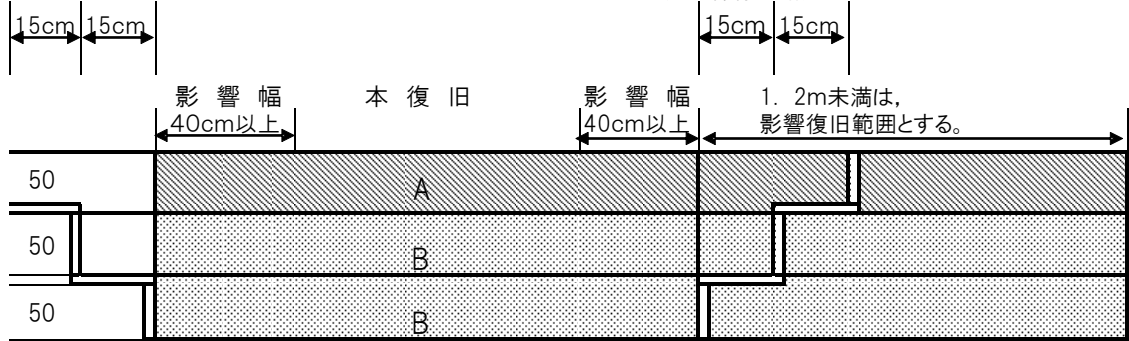
※復旧の舗装構成は、原形復旧を原則とする。

※舗装構成が明確で無い場合は、試験掘当で確認の上、工事を施工すること。

※都市計画道路及び区画整理等により、新たに道路整備等をする場合は、土質調査を行い舗装構成を決定することを原則とする。

三層舗装

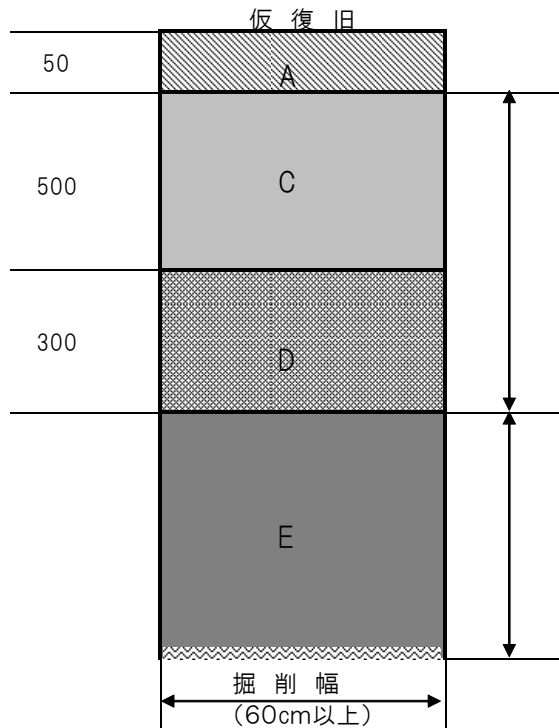
(主要な幹線道路)



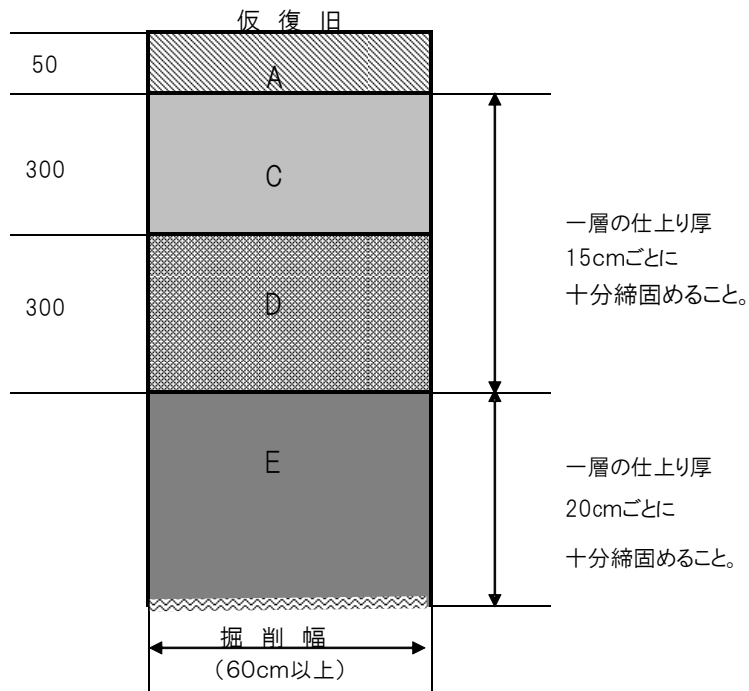
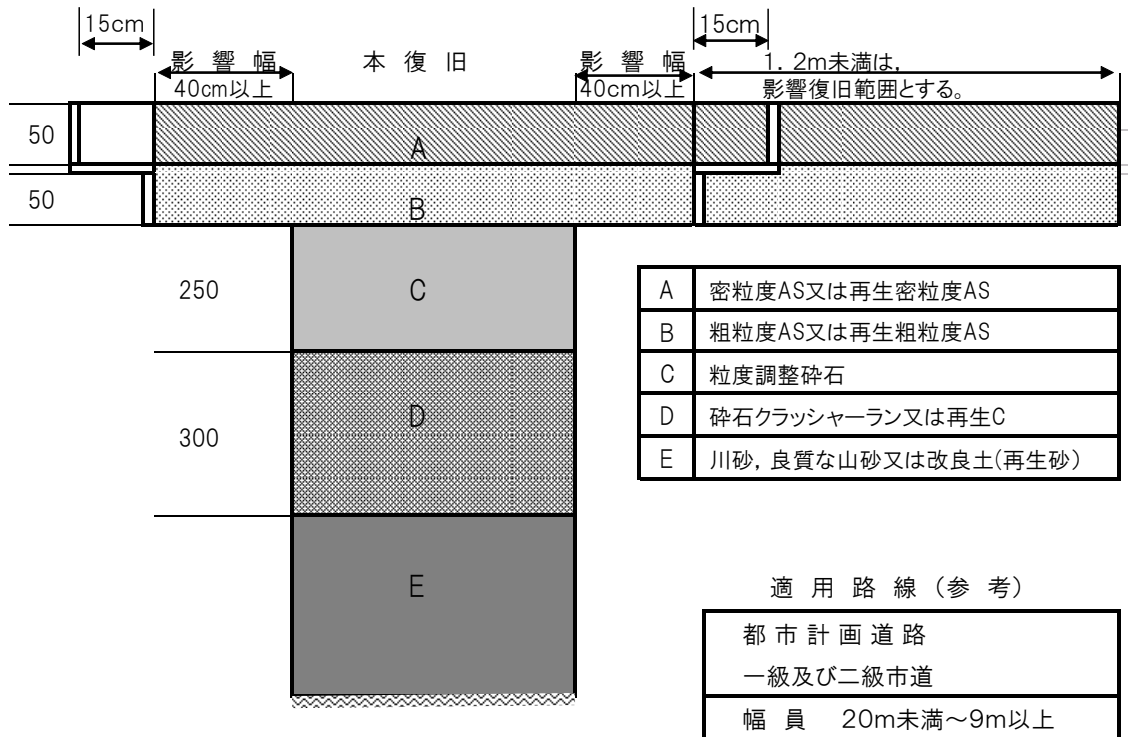
A	密粒度AS又は再生密粒度AS
B	粗粒度AS又は再生粗粒度AS
C	粒度調整碎石
D	碎石クラッシャーラン又は再生C
E	川砂, 良質な山砂又は改良土(再生砂)

適用路線(参考)

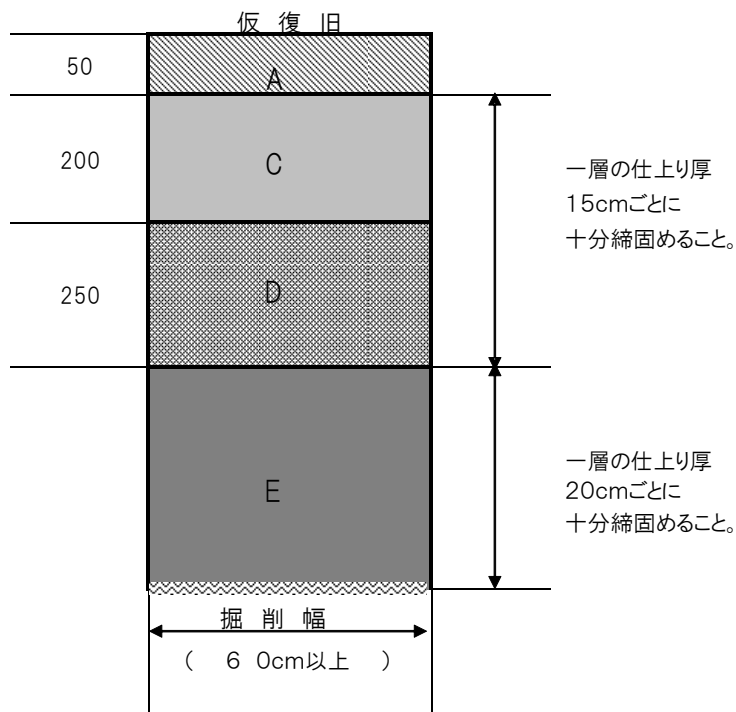
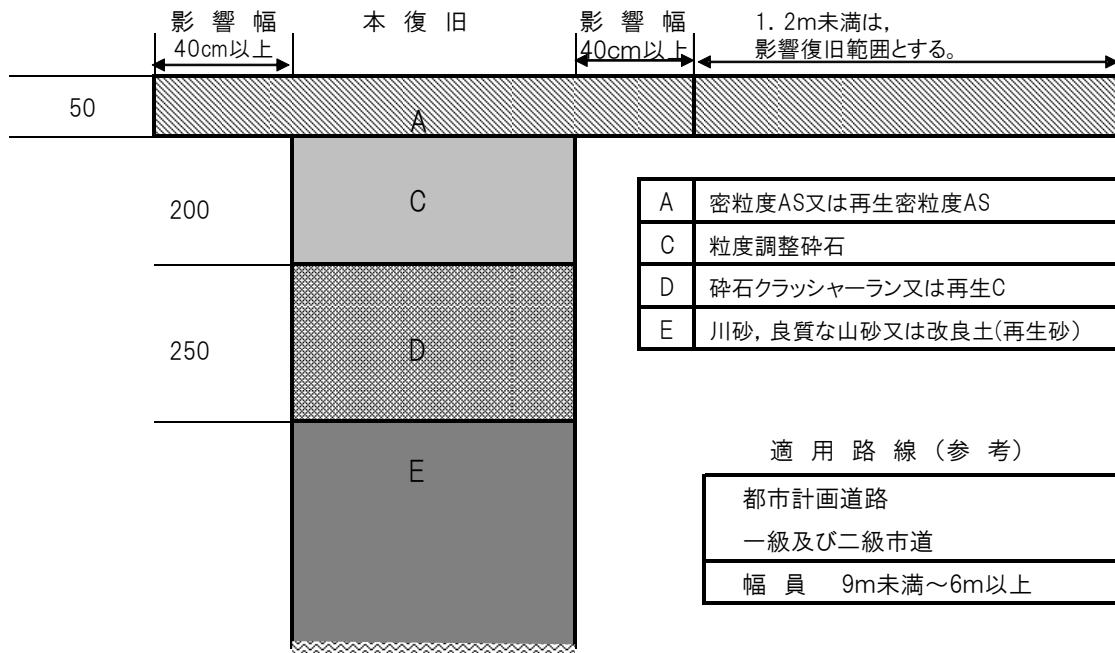
都市計画道路
一級市道
幅員 20m以上



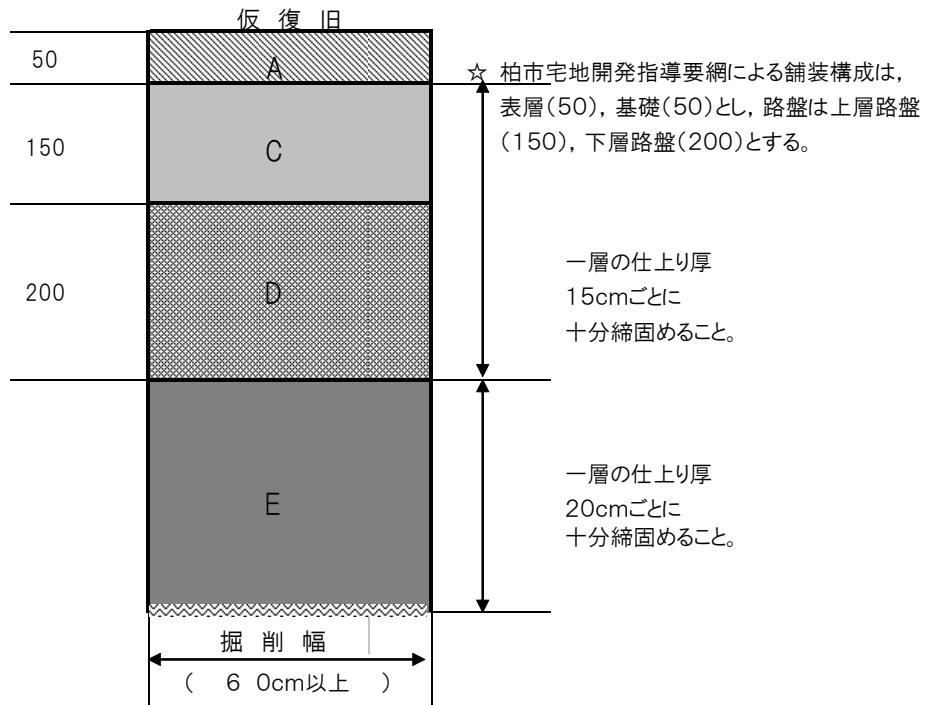
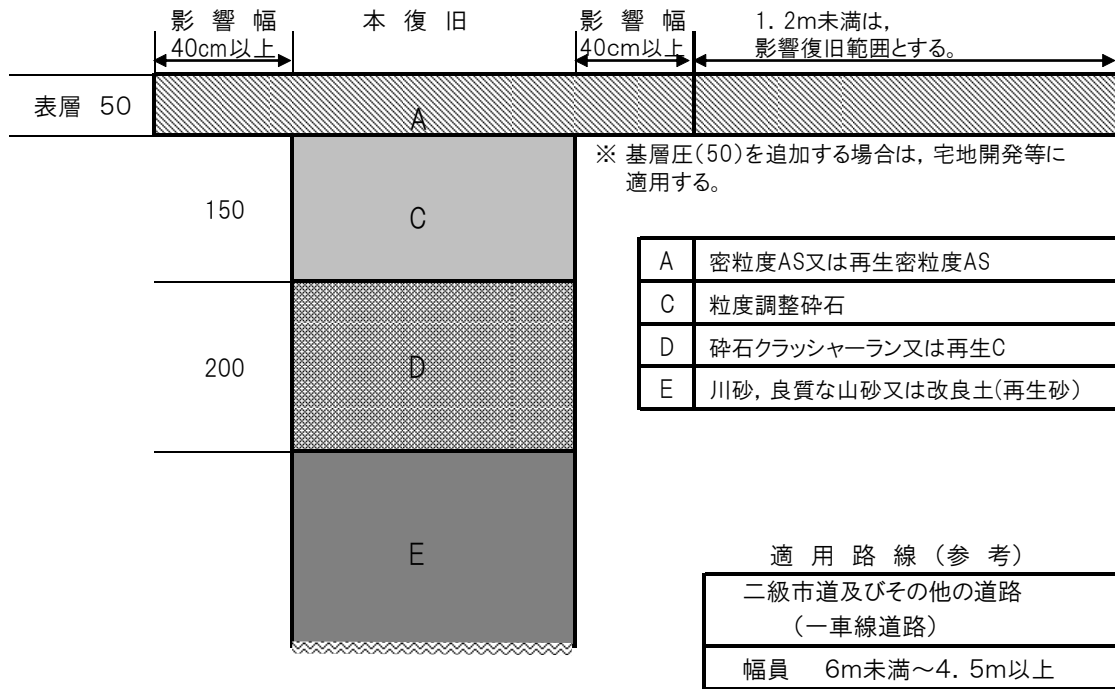
二層舗装（幹線道路）



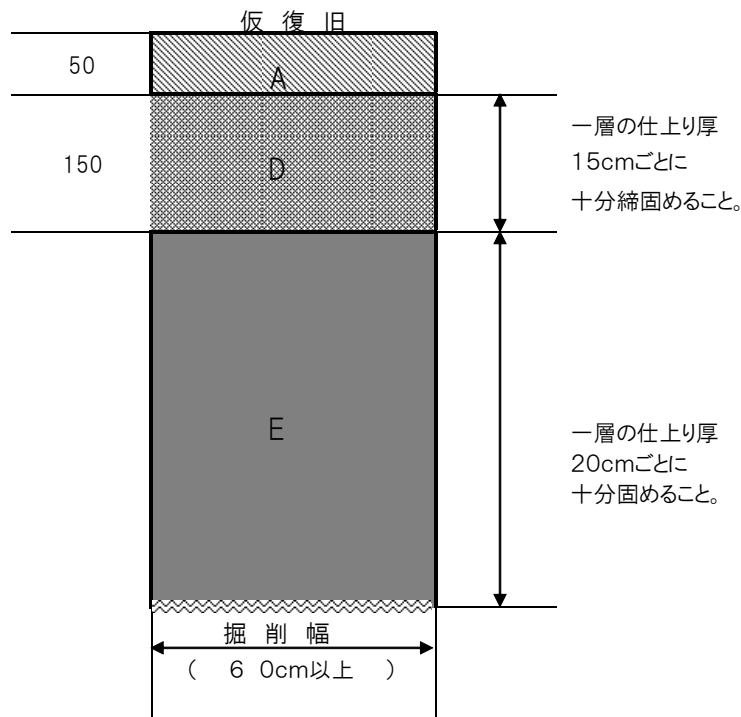
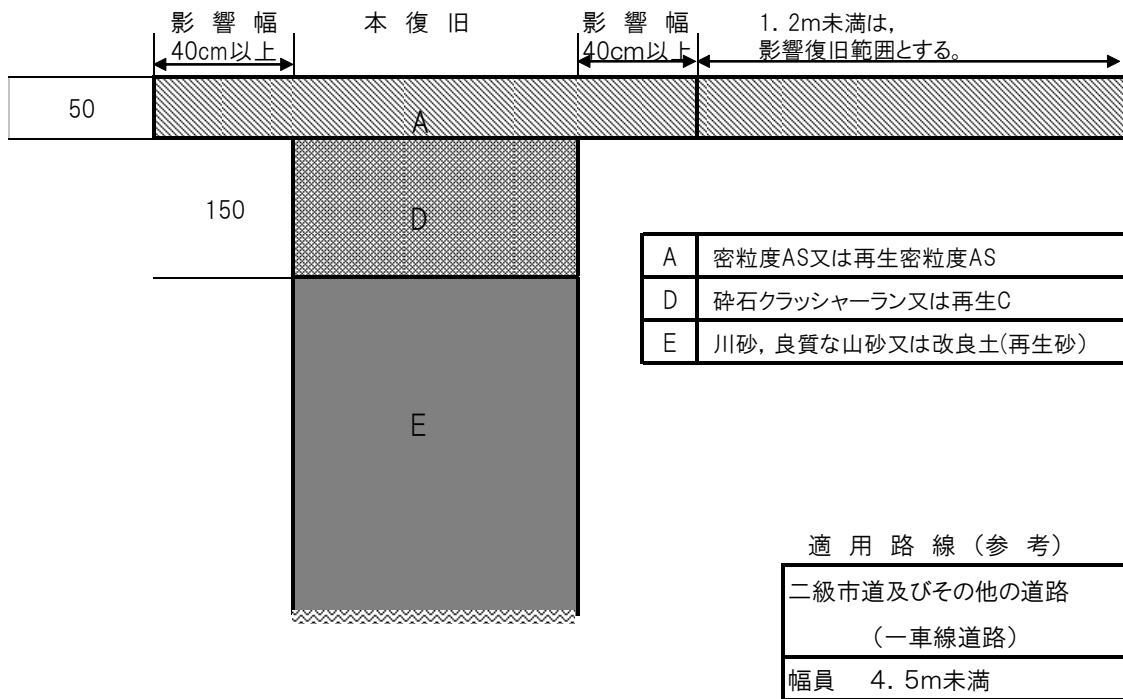
一層舗装Ⅰ (補助幹線道路)



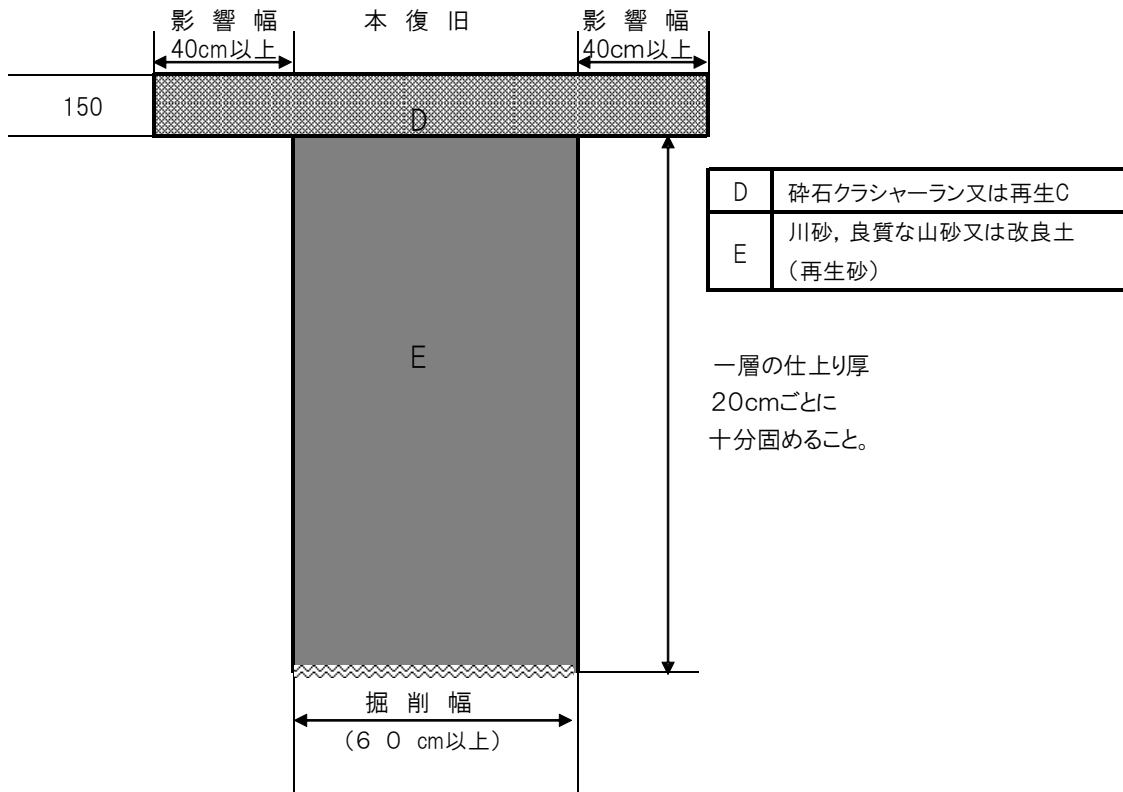
一層舗装Ⅱ (主要な区画道路)



簡易舗装 (区画道路)

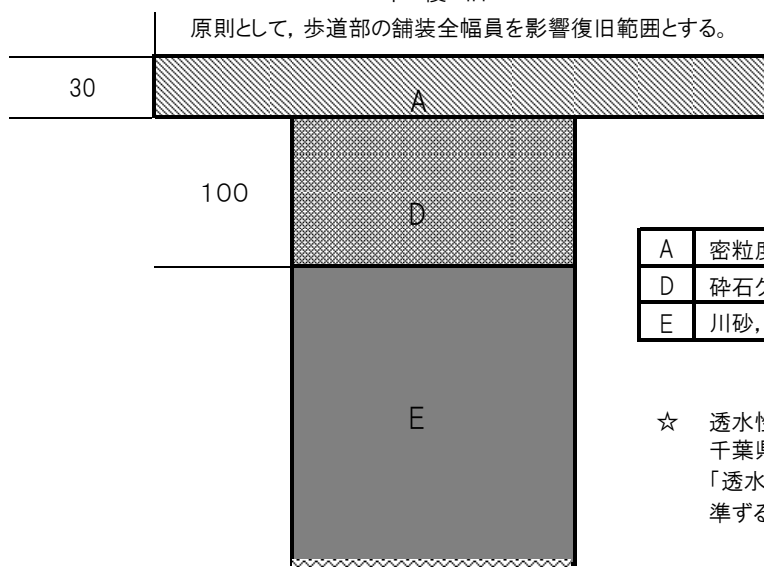


砂 利 道



歩道舗装（一般部）

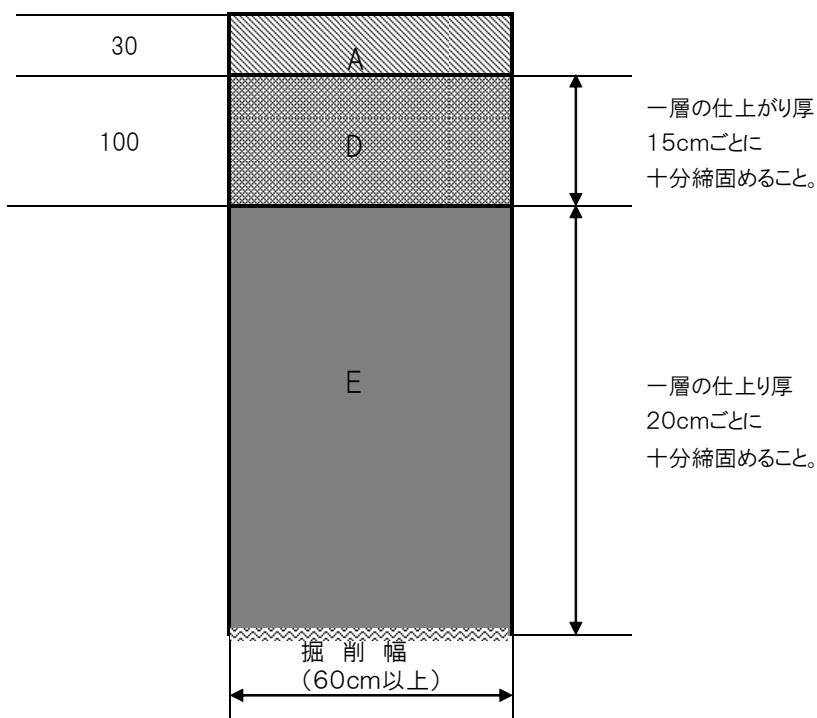
本復旧



A	密粒度AS又は再生密粒度AS
D	砕石クラッシャーラン・再生砕石C
E	川砂、良質な山砂又は改良土(再生砂)

☆ 透水性舗装の標準構造については、
千葉県の
「透水性歩道舗装の復旧実施基準」に
準ずるものとする。

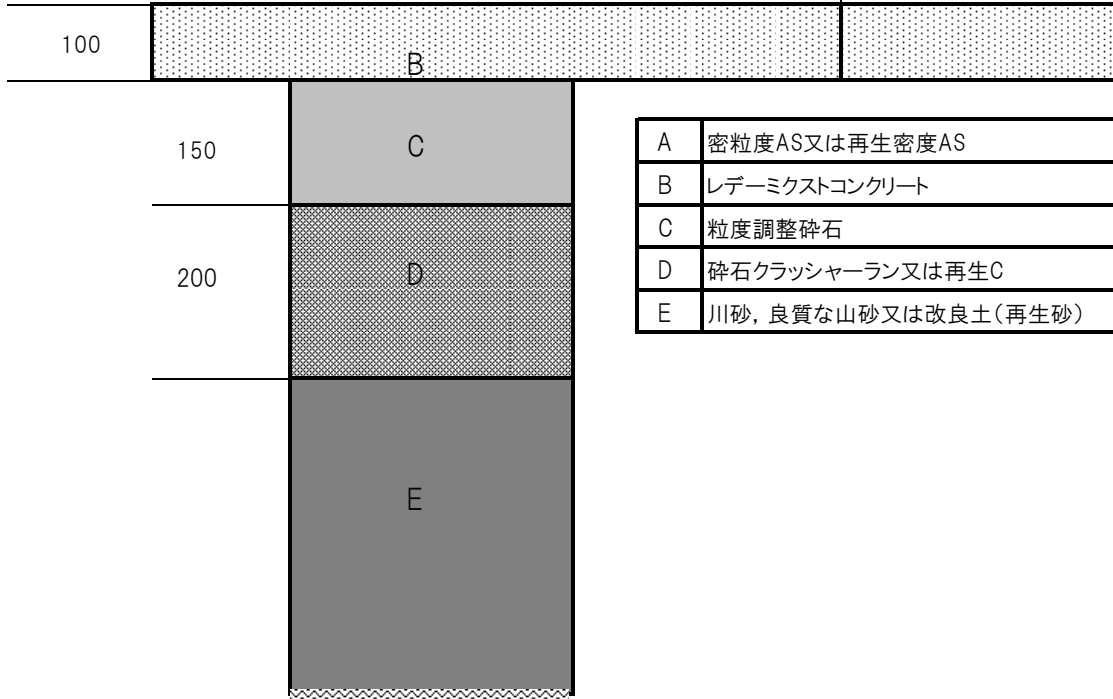
仮復旧



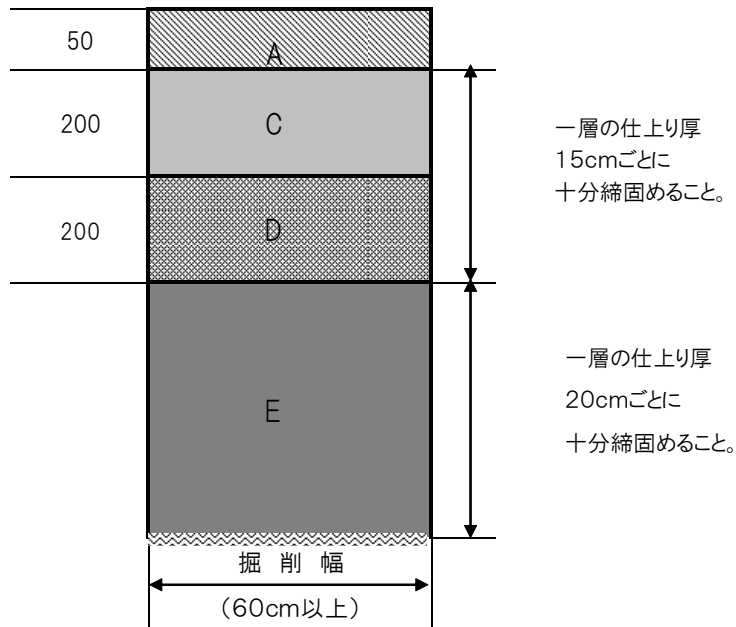
コンクリート舗装

本復旧

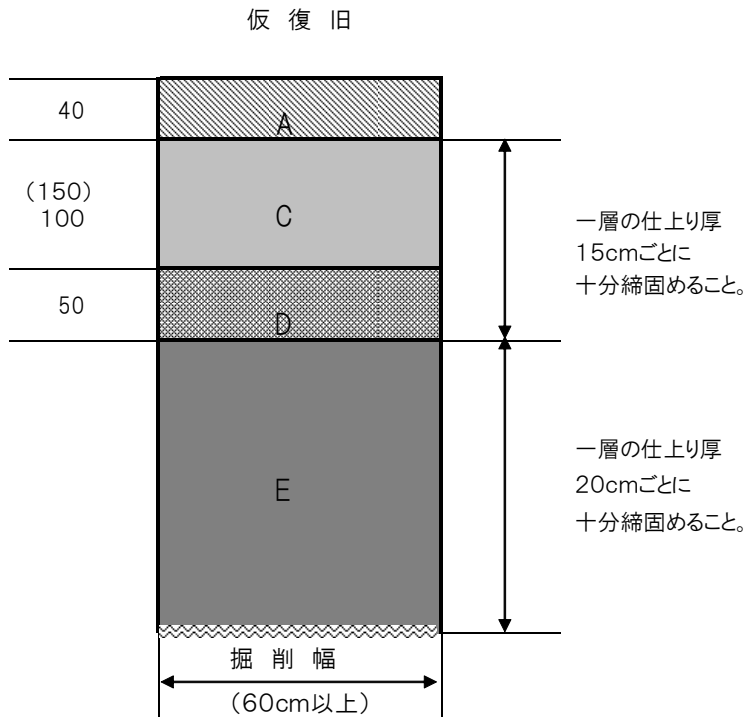
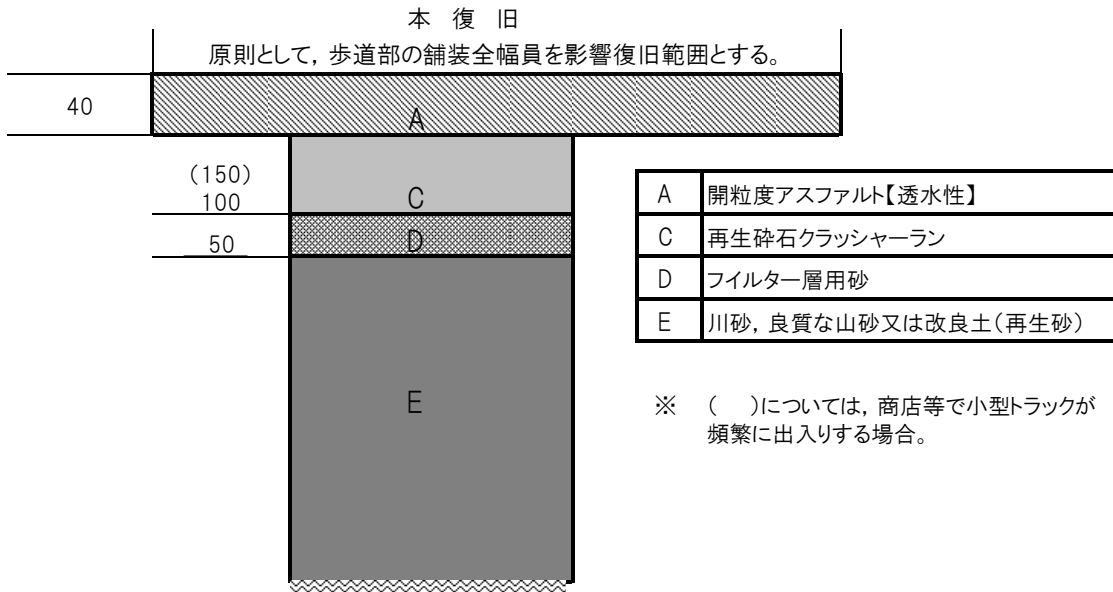
1.2m未満は、
影響復旧範囲とする。



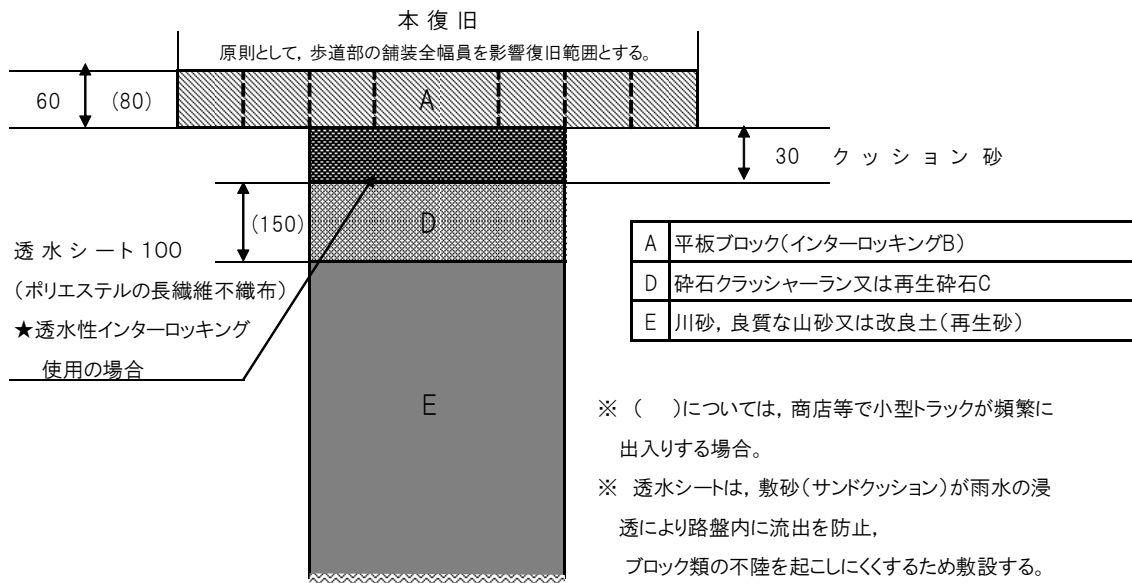
仮復旧



透水性歩道舗装（一般部）



歩道平板舗装（一般部）

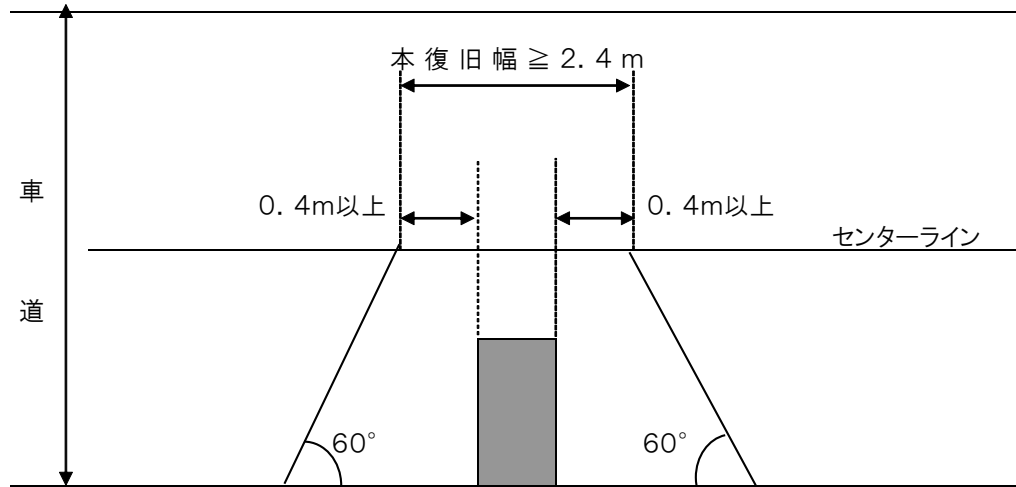


柏市道路工事に伴う復旧工事の取り扱い
【本復旧範囲の決定】

1 本復旧範囲施行例

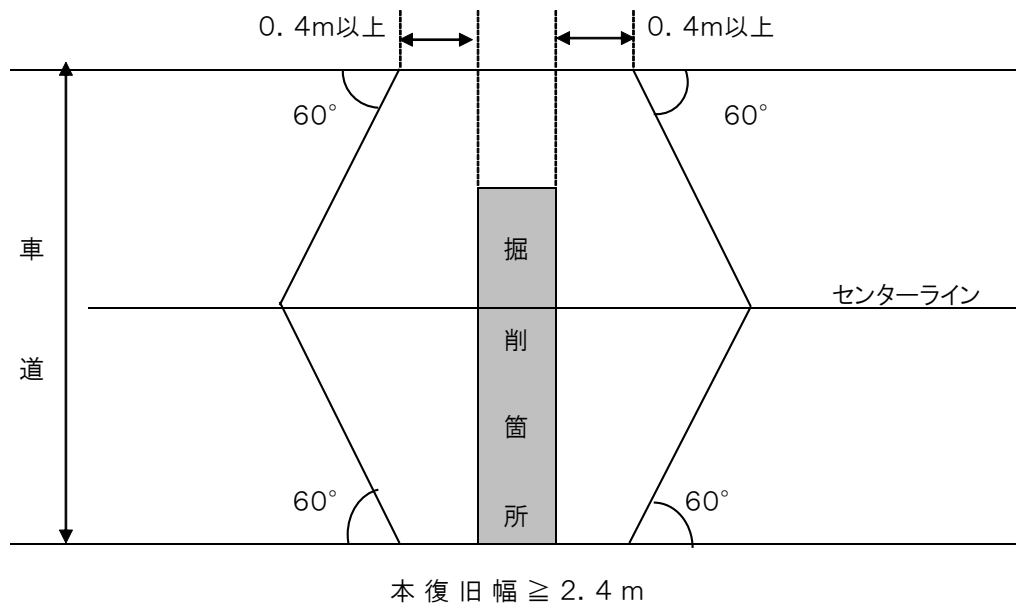
(1) 片側のみ占有する場合

台形または、2.4mの幅で片側センターまで復旧とする。



(2) 両側占有する場合

亀甲形または、2.4mの幅で全面復旧とする。



- 1 本復旧の最小限幅は、掘削部分と影響範囲を含めて2.4m とする。
- 2 掘削端部分の影響範囲は、0.4m以上とする。
- 3 横断占用が複数ある掘削をする場合は、影響範囲の外縁の間が3.0m以内にある場合は、その間を含めて復旧範囲とする。
- 4 歩道部分の掘削は原則として、歩道の舗装幅員の全面を復旧範囲とする。
- 5 複数の横断占用の場合は、同時施行を原則とし、復旧方法は道路管理者の指示により行うものとする。

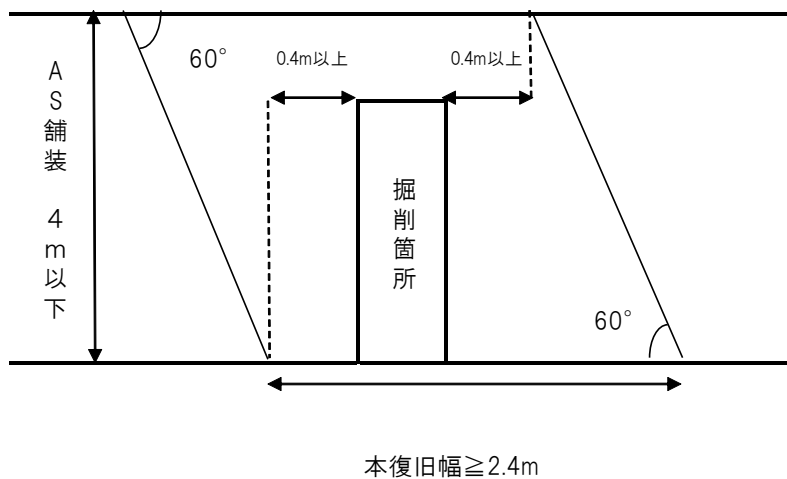
- 6 影響範囲の外縁からセンターライン又は、その他の構造物(側溝等)との間が1, 2mに満たない場合は、これを復旧範囲に含むものとする。
- 7 掘削及びそれに伴う片側通行等による破損箇所、占用工事等のための迂回路の破損箇所が前項で定めた影響範囲以外に生じた場合には、その破損箇所を含め、現場立会いの上復旧範囲を決定する。
- 8 当該工事の着工日及び舗装工事完了日を速やかに、道路管理者まで提出すること。

(注1) 復旧の舗装構成は、原則として原形復旧を原則とする。舗装構成が明確でない場合は、試験堀等で確認の上、工事を施行すること。

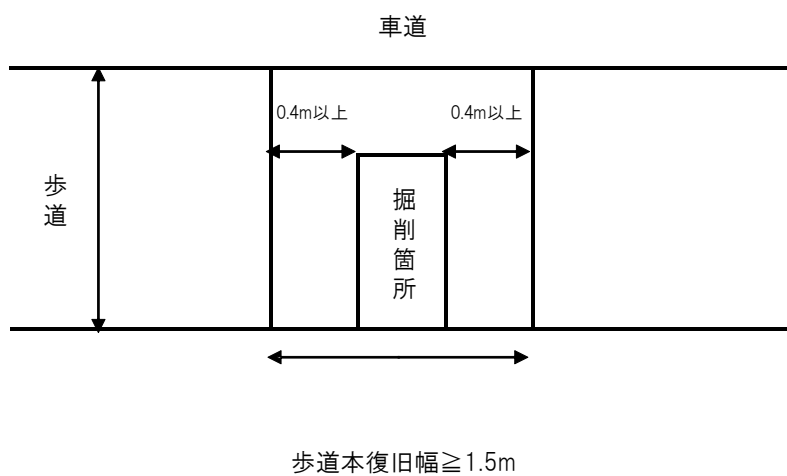
(注2) 都市計画道路及び区画整理等により、新たに道路整備等をする場合は、土質調査を行ない舗装構成を決定することを原則とする。

(注3) この基準に定めない事項については、柏市道路安全工事標準仕様書等を準用するものとする。

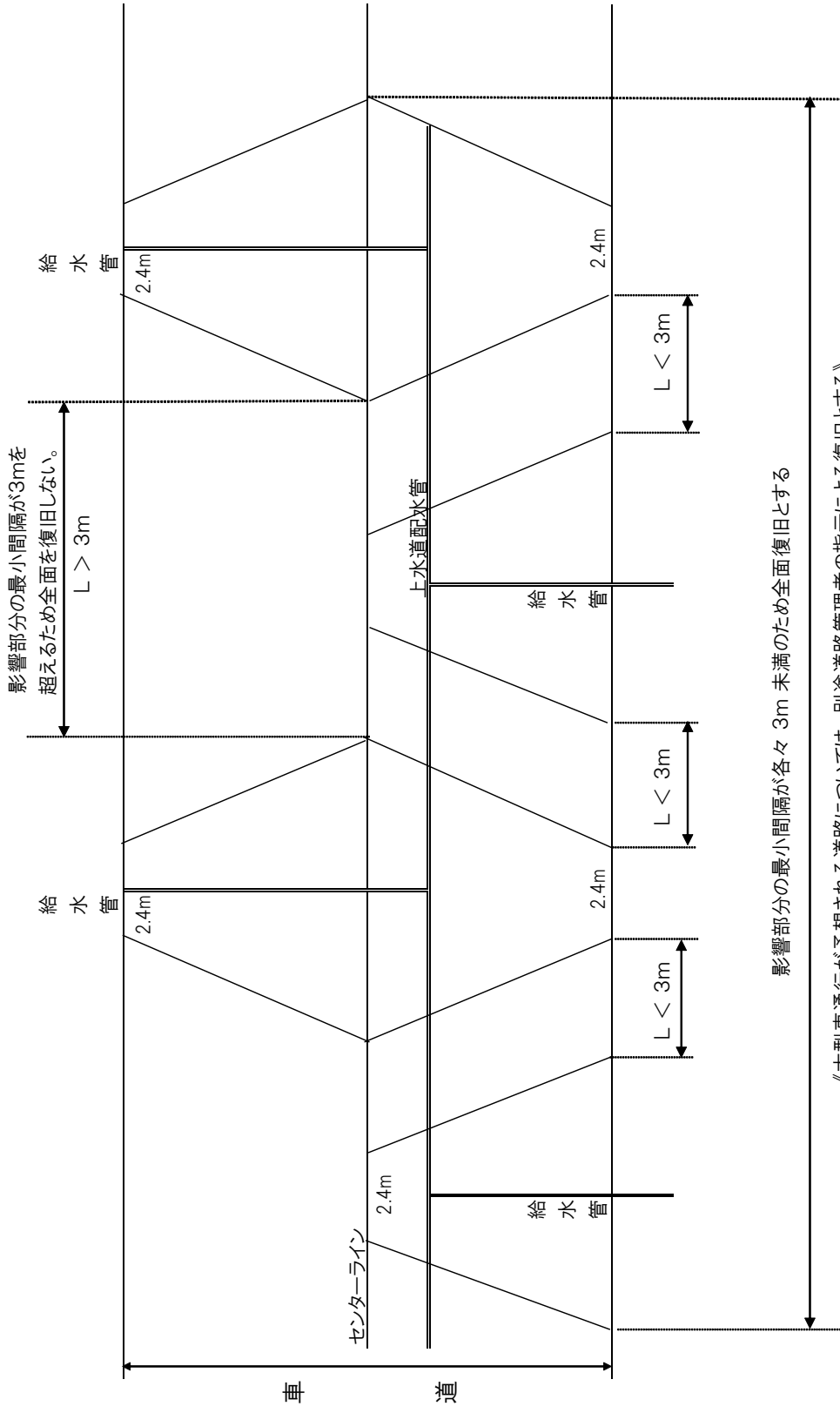
(3)側溝等を除いたAS舗装幅員4m以下の車道の場合



(4)歩道の場合



(5) 横断占用が複数ある場合の本復旧施工例



- 1 本復旧の最小限幅は、掘削部分と影響は荷を含めて2.4mとする。
- 2 掘削端部分の影響範囲は、0.4m以上とする。
- 3 横断占用が複数ある掘削をする場合は、影響範囲の外縁の間が3.0m以内にある場合は、その間を含めて復旧範囲とする。
- 4 歩道部分の掘削は、歩道の舗装幅員の全面を復旧範囲とする。
- 5 複数の横断占用の場合は、同時施工を原則とし、復旧方法は道路管理者の指示により行うものとする。
- 6 影響範囲の外縁からセンターライン又は、その他の構造物(側溝等)との間が1.2mに満たない場合は、これを復旧範囲に含むものとする。
- 7 掘削及びそれに伴う片側通行等による破損箇所、占用工事等のための迂回路の破損箇所が前提で定めた影響範囲以外に生じた場合には、その破損箇所を含め、現場立会いの上、復旧範囲を決定する。
- 8 当該工事の着工日及び舗装工事完了日を速やかに、道路管理者まで提出すること。
- 9 マンホールの高さ調整等、マンホール周りのみ掘削する場合は、円形復旧とする。